

【令和3年第1回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和3年3月19日 健康福祉委員長 原 典之

○「議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

\* 附属機関の委員の選出について

川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会の委員構成は学識経験者を3人、職員数人の計6人以内とすることを想定している。高齢者外出支援乗車事業は、あり方検討会議においてICTを導入していくこと及びICT導入後の高齢者の社会参加を見据えて事業に取り組んでいくことが確認されており、これを踏まえて、学識経験者は、高齢者の社会参加の専門家、交通関係の専門家及び保健医療福祉の専門家を選任する予定である。

\* 委員報酬について

市の基準に基づき、学識経験者の属性に応じて支給することになる。

\* 地域公共交通との役割分担を踏まえた他局との連携について

附属機関の設置においては、市の政策との連動性を確保するため、交通関係部署の職員を委員として選任することを想定している。

\* 高齢者外出支援乗車事業の今後の見通しについて

まず、ICT導入に向けた事業者選定を行い、次に、システム開発を行っていくことになるが、ICTを高齢者の社会参加につなげていくための方策をシステム開発段階から検討していくことになる。検討状況については、適時に議会へ報告を行っていく。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第10号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 衛生措置基準を引き上げることに伴う人体への影響について

本条例改正は、消毒効果をより高めることを目的として、浴槽水1リットル中の遊離残留塩素濃度の上限を「0.2ミリグラム」から「0.4ミリグラム」に引き上げるものである。国からは、この引上げにより人体への影響が生じるという見解は示されていない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第11号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第12号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第26号 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの指定管理者の指定期間の変更について」
- 「議案第79号 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の指定管理者の指定期間の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも指定管理者制度を導入している特別養護老人ホームの民設化に関する内容であるため、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\* 特別養護老人ホームこだなかの現状について

特別養護老人ホームこだなかについては、入居者24名のうち、入院する2名を除く22名の方々について、施設の一時休止に伴う入居者の移転を調整中である。その22名のうち、移転完了済みの方が6名、移転が確定している方が8名、移転先と最終調整中の方が8名となっている。

\* 最終調整中の8名の状況について

移転先と最終調整中の8名は既に移転先が決まっており、健康状態の確認も完了している。現在は、移転先と移転日等の調整を行っている状況である。

\* 移転に伴う利用料金増による入居者の不利益について

移転先調整に際しては、入居者及びその御家族に移転先のサービス内容及び料金設定の情報提供を事前に幅広く行った上で、新たな入居先を選んでいただいている。

\* 入院する利用者2名の退院後の調整について

病院から特別養護老人ホームに戻ることも想定されるため、現指定管理者と協議の上、移転先を調整することを検討している。

\* 特別養護老人ホームしゅくがわら及び陽だまりの園の現状について

特別養護老人ホームしゅくがわら及び陽だまりの園については、議会での承認後に、指定管理期間の変更契約を締結するための準備を行っている。陽だまりの園は入居定員50名のうち、現在47名が入居している。しゅくがわらの入居定員は68名であるが、直近の入居者数は把握できていない。

\* 陽だまりの園における民設化の方針変更に伴う入居者数への影響について

方針変更に伴って入居者数が減少したという話は事業者から聞いていない。

\* 陽だまりの園における短期入所サービスの現状について

現在も利用者からの要望があれば短期入所サービスの受入れを行っており、方針変更に伴ってサービスを休止しているということはない。

\* 施設廃止の通知に伴い職員が減少した陽だまりの園における通所介護サービス再開の目途について

職員の減少を受けて、入居者へのケアを優先するために、通所介護サービスの職員を特別養護老人ホームへ異動させているが、通所介護サービスの早期の再開を目指して職員の確保に努めると事業者から聞いている。

**\* 指定管理期間延長後のサービス内容について**

しゅくがわら及び陽だまりの園の現在のサービス内容は、特別養護老人ホームの運営及び短期入所サービスの提供のほか、通所介護事業所及び居宅介護支援事業所の運営である。指定管理期間延長後もサービス内容に変わりはない。

**\* 収益向上に向けた補助制度を活用した改築等の対応について**

令和3年4月から予定している大規模修繕の補助制度は、施設の長寿命化に資する建築工事、設備工事、設備の更新等に掛かる工事費用を補助するものである。事業者の経営改善につながるような増床のための工事も含めて、広く対象とすることを検討しており、対象となる事業者との事前相談を予定している。

**\* 陽だまりの園における地盤沈下への対応について**

地盤沈下への対応として数年前に修繕を行っているが、原因の特定ができていないため、現在は様子を見ている状況である。最近になって、地盤が下がり始めているという話を聞いているため、事業者の意向や現場を確認した上で、今後の対応を検討していきたいと考えている。

**\* 陽だまりの園における水道料金について**

他の施設に比べて水道料金について特段の相違があるとは考えていないが、古い設備であり、施設として省エネではないため、大規模修繕の補助制度の中で対応することが望ましいと認識している。

《意見》

\* 入院中の利用者が施設に戻る際には、入居先が見つからないということがないように、しっかりとフォローしてほしい。

\* 方針変更のあった陽だまりの園においては、職員の減少に伴って通所介護サービスを休止している。通所介護サービス事業者が増加して競争が厳しくなっており、介護保険制度上、半年以上事業を休止できないと認識しているため、収益性を確保するためにも、サービス再開に向けた職員の確保についてはしっかりとフォローしてほしい。

\* 地盤沈下を原因とする漏水等に伴って、陽だまりの園の水道料金が高額になっているということがないように、水道設備を改めて確認してほしい。

\* しゅくがわら及び陽だまりの園については、施設の一時休止や指定管理期間の延長をめぐる混乱により、入居者及びその御家族に不信感を与えてしまっていると考えられる。今後は、入居者及びその御家族へ丁寧な説明を行い、御理解いただくことを第一に考え、早め早めの対応を行ってほしい。

\* 施設の入居者は、移転により生活環境がこれまでとは全く異なるものになるため、入院している方も含めて、体調を崩すことのないように十分に配慮してほしい。

\* 入居者にとっての施設は、暮らしの場所、場合によってはついのすみ家となる場所であるため、市として、その環境が大きく変わることがないようにしていかなければならないと考えている。小規模施設の採算性の問題、施設の老朽化に対する事業者の要望を聞き入れられなかった市側の対応の問題や指定管理期間の延長の問題といった譲渡民設化における様々な問題が生じていることを踏まえ、公的責任を後退させる民設化には反対の立場であるため、議案第12号には賛成でき

ない。

《議案第12号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第26号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第79号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第13号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- \* 14段階の介護保険料率を細分化して16段階まで増やすことは一定評価できるが、基準額は据え置き、高所得階層の段階を更に増やして低所得階層の負担を減らすべきだと考える。また、高齢者の中には大変な生活を送っている方が多くおり、年金が0.1%下がっていくことも踏まえ、介護保険料を引き上げる本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第56号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 対象となる市内障害者施設数について

対象の指定事業所数は、令和3年1月1日現在で1,291である。

\* 対象事業者における本条例改正への対応の確認方法について

定期的に行う実地指導において改正への対応を確認し、経過措置の間、アンケート等を実施することで対応状況の把握に努めたいと考えている。

\* 事業者へのアンケートの具体的な実施方法について

委員会の設置の有無、開催の頻度等の改正項目に合わせて確認していくことが考えられる。

\* 改正への対応が完了した事業者側から市に報告させる方法への考えについて

取り得る一つの方法であると考えられる。

\* 虐待防止の具体的取組について

虐待防止のための研修を実施すること、再発防止策及び再発防止に向けたモニタリング方法について、委員会で検討していくことが想定される。

\* 身体的拘束に関する取組の変更点について

従来、国の通知に基づいて、身体的拘束は原則禁止とし、例外的に行わなけ

ればならない場合には実施の検討及び記録が必要であるとしているが、本条例改正に伴い法制度化されることになる。

**\* 医療的ケアを必要とする障害児への対応の変更点について**

医療的ケアが必要な方への対応には、資格保有者が当たらなければならないとされている。本条例改正により、事業者指定において看護師の配置を条件とすることになるため、事業者にとって実質的な変更点はない。

**\* 感染症対策の強化に向けた具体的取組について**

感染防止のための対策、感染症が発生した場合に業務を継続するためのBCPの策定等を検討、実施してもらうことを考えている。

**\* これまでのBCPの策定状況及び改正による変更点について**

これまでは、BCPの策定に努めるよう国から通知がなされていたが、本条例改正に伴い、BCPの策定が法制度化されるため、策定していない事業者に対して指導することができるようになる。

**\* 自然災害及び感染症の対応に向けたBCPの策定方法について**

BCPの策定方法に定めはないが、自然災害と感染症では対策が異なるため、それぞれのパターンに応じて、業務が引き続き継続できるような計画を策定することになる。

**\* BCP策定に向けた支援について**

BCPの策定については、国からガイドラインが示されているため、これに基づく業務委託での支援を検討している。

**\* 有事の際の人員確保の支援について**

BCPの中で事前に人員の確保策を検討していくことを始め、事業者内、事業者間において人員を融通し合う方法が考えられるほか、業務委託での介護職員の派遣制度により、人員確保の支援をしていきたいと考えている。

**\* BCPの策定及び訓練の実施の支援に向けた危機管理室との連携について**

障害者施設及び高齢者施設に限らず、在宅の方も含めて、全市的な支援が必要になってきているため、危機管理室と連携を取りながら、BCP策定等の支援に向けた取組を進めていきたいと考えている。

**\* 省令改正を受けて人員配置の基準緩和を行った理由について**

基準の条例委任においては、省令に拘束される「従うべき基準」、合理的理由がある範囲内で独自基準を設けられる「標準となるべき基準」、十分参酌した結果として地域の実情に応じた独自基準を設けられる「参酌すべき基準」の3つの類型がある。本条例改正は、事業所の従業者の配置基準を緩和することになるが、この基準は「従うべき基準」であるため、省令に従って改正するものである。また、基準緩和の目的は、人材の有効活用及びノウハウの共有によるサービスの質の向上である。

**\* 本条例改正に伴ってパブリックコメント手続を実施した理由について**

川崎市パブリックコメント手続条例において、国等の基準と実質的に同一の条例等を定める必要があるなど、市に裁量の余地がない場合は、パブリックコメント手続の実施を免除するものとしている。今回の改正内容には、十分参酌

した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される「参酌すべき基準」が含まれていることから、市民やその他関係者から、改正内容についての意見を募る必要があると判断したため実施した。

**\* 「参酌すべき基準」が設けられている場合においてもパブリックコメント手続を実施しないことへの考えについて**

神奈川県、県内の政令市及び中核市に確認したところ、今回の改正を受けてパブリックコメント手続を実施した自治体はなかったため、今後は事務負担軽減等の観点から、他自治体の状況を確認した上で、庁内関係部署と対応について協議していきたいと考えている。

**《意見》**

- \* 本条例改正は人の生命に関わる内容であるため、1, 291事業所の実地指導においては、限られたマンパワーではあるが、漏れがないようにしっかりと取り組んでほしい。
- \* BCPの策定について、事業者のための相談体制を整備して、策定に向けた支援及び策定後の支援をしっかりと実施してほしい。また、訓練の実施の有無、内容等についての指導も含めて、丁寧な支援を行ってほしい。
- \* BCPの策定及び訓練の実施の支援に向けて、危機管理室とのきめ細やかな連携の上、取組を進めてほしい。
- \* パブリックコメント手続を大事にしてきた本市では、他自治体を実施しているか否かにかかわらず、利用者への影響が大きい本件のような場合には、パブリックコメント手続をしっかりと実施してほしい。

**《審査結果》**

全会一致原案可決

- 「議案第57号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

**《審査結果》**

全会一致原案可決

- 「議案第58号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

**《審査結果》**

全会一致原案可決

- 「議案第59号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

**《主な質疑・答弁等》**

**\* 避難訓練における地域住民の参加に向けた取組について**

災害時における地域での連携が重要となることから、避難訓練においては、施設内での実施にとどめず、地域住民の参加を促し、一緒に実施していくことを検

討している。もっとも、事業者にとってはその運営に関わるものであるため、実施に「努めるべき」という拘束力の弱い規定となっている。そこで、BCPの策定の支援及び避難訓練の実施状況の確認等を行うことで、市として事業者を支援していきたいと考えている。

**\* 従業員間におけるノウハウの共有について**

同一の事業所及び事業所間で人材配置の柔軟な対応を行い、就労移行支援サービスと就労定着支援サービスを切れ目なく利用者に提供することで、従業員間でノウハウを共有しながら、サービスの質の向上につなげていきたいと考えている。

《意見》

- \* 就労移行支援事業は大切な取組であり、これを行う事業者は大変な苦勞をしているため、本市としてしっかりと事業者を支援してほしい。
- \* 災害対策に関する支援として、避難訓練に地域住民が一緒になって参加できるようにすることが非常に大切であると考え、区の危機管理担当と連携を図り、しっかりと対応してほしい。
- \* サービスの質の向上に向けて、キャリアやノウハウを持った従業員から他の従業員への情報共有がなされるよう支援してほしい。
- \* 本条例改正は、災害及び感染症対策、虐待防止等の評価すべき内容が含まれている一方で、就労移行支援事業所の就労支援員における常勤の基準を削除するものである。障害者の方にとっての就労支援とは、就労の喜びを実感できる入口となるものであり、就労について理解を深めてもらうには、常勤の職員による利用者に寄り添った継続した支援が必要であると考え、常勤の基準を削除する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第60号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- \* 就労移行支援においては、常勤の職員による利用者に寄り添った、継続した支援が必要であると考え、常勤の基準を削除する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第61号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- \* 就労移行支援においては、常勤の職員による利用者に寄り添った、継続した支援が必要であると考え、常勤の基準を削除する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第62号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 就労移行支援においては、常勤の職員による利用者に寄り添った、継続した支援が必要であると考え、常勤の基準を削除する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第63号 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第64号 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第65号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 議案の説明資料におけるハラスメント対策の記載方法について

ハラスメント対策に関する改正内容を項目出ししなかったことについては、申し訳なく思っている。今後、こういったことは記載するようにしっかりと対応していく。

\* 対象となる市内高齢者施設数について

対象の指定事業所数は、3, 992である。

\* 事業所に対するチェック体制について

6年の指定管理期間に1回は実地指導を行う。また、必要に応じて、事業所に照会を行い、状況の確認に努めていきたいと考えている。

\* テレビ電話会議に関する変更点について

従来、テレビ電話による会議の実施が想定されていなかったため、条例上は規定がなかった。一つの場所に集まって会議を実施することが難しくなったコロナ禍において、条例上明文化することとなったものである。

\* 事業者とのテレビ電話会議の実施の有無について

現状、事業者と市との間で、テレビ電話による会議を実施した実績はないが、事業者からの申出に応じて、オンラインでの会議を行うことは可能であり、今後実施していきたいと考えている。

《意見》



- \* 本条例改正によって事業者の運営基準にハラスメント対策の記載が義務付けられる。また、厚生労働省の調査によると、ハラスメントを受けた経験のある人の割合は、特別養護老人ホームでは70%、認知症の方へのデイサービスでは64%、訪問介護では50%となっている。これらを踏まえると、今回の改正は画期的なものであると考えるため、議案の説明資料にはしっかりと記載し、従業員や利用者を含めた市民の方にもしっかりと周知してほしい。
- \* 改正への対応を事業者を確認するに当たり、限られたマンパワーで3,992もの事業所を対象としなければならないとともに、改正内容は人の生命に関わる重要なものであるため、チェック体制及び手法について局内でしっかりと検討してほしい。
- \* 事業者との会議において、端末や通信環境等が整わずにオンラインでの実施が難しい場合もあり得るが、こういったツールが整えば、コロナ禍においても事業者との関係性が発展的なものになると考えるため、オンラインで会議を実施する方法を検討してほしい。
- \* 本条例改正はサテライト型施設における生活相談員の配置基準を緩和するものであるが、生活相談員は利用者及びその御家族からの相談を受け、施設との調整役を担う大事な存在であると考え、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第66号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 1ユニットにおける定員の変更点について

1ユニット当たりの現行の定員は原則10名であり、省令解釈通知に基づき例外的に10名を超えることが認められる場合があった。本条例改正により、「15名を超えないもの」との文言が条例上明記されるため、定員基準が緩和されるものと捉えている。

\* 定員変更に伴う安全性の担保について

特別養護老人ホームの人員基準は、利用者3名に対して職員1名を配置することとされているため、1ユニット当たりの定員が増えても職員1名が担当する利用者数は変わらない。むしろ、ユニットの利用者が増えれば職員数も増えることになり、より柔軟な対応が可能になるというメリットもあるため、定員変更に伴う安全面での問題はないと考えている。

《意見》

- \* ユニット型施設は10名以内の利用者と職員との家族的な雰囲気のある形態であるが、本条例改正により定員を増やすことはユニット型のメリットを失わせることになる。さらに、夜間における2ユニット当たり1名の職員配置が認められることになるため、定員が増えることにより職員が担当する利用者数が増え、職員の負担が増大し、利用者の安全が担保されなくなる。また、生活相談員の重要性

に鑑み、サテライト型施設における生活相談員の配置義務の廃止は認めるべきではないと考えるため、これらの人員配置の基準緩和となる本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第67号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* ユニット型施設は10名以内の利用者と職員との家族的な雰囲気のある形態であるが、本条例改正により定員を増やすことはユニット型のメリットを失わせることになる。さらに、夜間における2ユニット当たり1名の職員配置が認められることになるため、定員が増えることにより職員が担当する利用者数が増え、職員の負担が増大し、利用者の安全が担保されなくなるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第68号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 本条例改正により、介護支援専門員以外の者によるケアプランの作成が可能となるが、ケアプランの重要性に鑑み、これを認めるべきではないと考える。また、ユニット型施設は10名以内の利用者と職員との家族的な雰囲気のある形態であるが、本条例改正により定員を増やすことはユニット型のメリットを失わせることになる。さらに、夜間における2ユニット当たり1名の職員配置が認められることになるため、定員が増えることにより職員が担当する利用者数が増え、職員の負担が増大し、利用者の安全が担保されなくなるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第69号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 管理者要件を満たしていない居宅介護支援事業所の数について

国の調査によると、主任介護支援専門員の研修の受講要件を満たしていない事業所の割合は、本年3月31日時点で10%程度と見込まれている。本市における割合も恐らく同程度であると考えている。

\* 経過措置期間中に管理者要件を満たすことの可否について

国は、経過措置の6年後には管理者要件を満たしていない事業所が概ね1%程度になると見込んでおり、また、県に対する主任介護支援専門員の研修に係る支援を行っているため、本市としても、経過措置期間終了後にはほとんどの事業所が管理者要件を満たすことになると見込んでいる。

**\* 主任介護支援専門員を設置する効果について**

主任介護支援専門員は5年以上の経験を有する者であり、事業所内のケアマネージャーを束ねる役割が期待されている。

《意見》

\* 本条例改正は、居宅介護支援事業所における管理者を介護支援専門員とすることも可とし、経過措置期間を再延長するものであるが、当該事業所における管理者の役割は重要なものであると考えるため、規制緩和につながる本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第70号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* ユニット型施設は10名以内の利用者と職員との家族的な雰囲気のある形態であるが、本条例改正により定員を増やすことはユニット型のメリットを失わせることになる。さらに、夜間における2ユニット当たり1名の職員配置が認められることになるため、定員が増えることにより職員が担当する利用者数が増え、職員の負担が増大し、利用者の安全が担保されなくなるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第71号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* ユニット型施設の定員については、介護保険法により省令によることとされているため、省令改正に伴って定員が変更されることになるが、本条例においても配置基準を明記するようしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第72号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* ユニット型施設は10名以内の利用者と職員との家族的な雰囲気のある形態であ

るが、本条例改正により定員を増やすことはユニット型のメリットを失わせることになる。さらに、夜間における2ユニット当たり1名の職員配置が認められることになるため、定員が増えることにより職員が担当する利用者数が増え、職員の負担が増大し、利用者の安全が担保されなくなるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第73号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* ユニット型施設の定員については、介護保険法により省令によることとされているため、省令改正に伴って定員が変更されることになるが、本条例においても配置基準を明記するようしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第74号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* ユニット型施設は10名以内の利用者と職員との家族的な雰囲気のある形態であるが、本条例改正により定員を増やすことはユニット型のメリットを失わせることになる。さらに、夜間における2ユニット当たり1名の職員配置が認められることになるため、定員が増えることにより職員が担当する利用者数が増え、職員の負担が増大し、利用者の安全が担保されなくなる。また、定員が20名未満の併設事業所については、介護職員、生活相談員、看護師等の常勤要件を緩和するものであるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第75号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 本条例改正により、介護支援専門員以外の者によるケアプランの作成が可能となるが、ケアプランの重要性に鑑み、これを認めるべきではないと考える。また、ユニット型施設は10名以内の利用者と職員との家族的な雰囲気のある形態であるが、本条例改正により定員を増やすことはユニット型のメリットを失わせるこ

とになる。さらに、夜間における2ユニット当たり1名の職員配置が認められることになるため、定員が増えることにより職員が担当する利用者数が増え、職員の負担が増大し、利用者の安全が担保されなくなるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第76号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 市内事業所における過去の虐待事例について

令和元年度においては29件の通報があり、そのうち虐待として認定されたのは7件である。

\* 虐待事例に対する本市の対応について

通報を受けると、事実確認のために事業者及び職員にヒアリングを行い、虐待の有無を確認していくことになる。虐待認定がなされると、管理者への報告、職員への再発防止に向けた研修体制の確認など、案件に応じて適切な指導を行っていくことになる。

《意見》

\* 本条例改正により虐待防止に向けたサービスの質の担保がなされることを受けて、虐待の事例が限りなくゼロに近くなるように、今後も適宜、しっかりと対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第77号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第78号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 事業主証明による傷病手当金の支給がなされた事例について

令和3年2月末時点において、傷病手当金の支給実績は21件であり、そのうち、事業主証明による支給決定は数件あったものと把握している。

\* 傷病手当金の対象とならない個人事業主における保険料減免制度の利用者数について

保険料減免制度の利用件数はかなりの数に上ると把握しているが、そのうち、  
個人事業主からの申請が何件かは把握できていない。

《審査結果》

全会一致原案可決